# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5001	子ども医療費助成事業事務 基礎項	目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、子ども医療費助成事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

幸田町長

#### 公表日

令和7年6月30日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1					
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども医療費助成事業事務				
②事務の概要	「幸田町子ども医療費の助成に関する条例」に基づき、医療費助成事務等を行っている。				
③システムの名称	子ども医療システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイ	ル名				
子ども医療費助成事業事務	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1第2項、別表第2第2項				
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第9号				
5. 評価実施機関におけ	tる担当部署				
①部署	幸田町健康福祉部保険医療課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開え	示•訂正•利用停止請求				
請求先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139				
9. 規則第9条第2項の	適用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満					
		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし					

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[    基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・注	<b>肖去</b>			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			]人手を介在させる作業はな	<b>ELV</b>
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				
9. <u>監査</u>				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部	部監査 [ ] 外部監	查

10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   1)目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	Г	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠				

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I-1 特定個人情報を取り	福祉医療システム(子ども医療)	子ども医療システム	事後	SCIPTON - IN OBOS
平成28年12月16日	扱う事務 ③システムの名称 I-3 個人番号の利用 法 令上の根拠	番号法第9条第2項 独自条例制定予定	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 第1項	事後	
平成28年12月16日	I-5 ②所属長	課長 山下 明美	課長 牧野 宏幸	事後	
平成28年12月16日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年3月3日 時点	平成28年11月24日 時点	事後	
平成28年12月16日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年3月3日 時点	平成28年12月16日 時点	事後	
平成30年3月30日	I-5 ②所属長	課長 牧野 宏幸	課長 成瀬 千恵子	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ-1 対象人数	平成28年11月24日 時点	平成29年9月4日 時点	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ-2 取扱者数	平成28年12月16日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成30年3月30日	I −3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 第1項	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 第1項、別表第1第3項	事後	
平成30年3月30日	I −4 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成30年3月30日	I-4 ②法令上の根拠	未記載	番号法第19条第8号	事後	
平成30年3月30日	I-1 特定個人情報を取り 扱う事務 ③システムの名称	子ども医療システム	子ども医療システム、中間サーバー	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ-1 対象人数	平成29年9月4日 時点	平成30年11月9日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ-2 取扱者数	平成29年10月31日 時点	平成30年10月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対 策の記載追加
令和2年3月2日	I-5 ②所属長	課長 成瀬 千恵子	課長 山本 幸惠	事後	
令和2年3月2日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年11月9日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和2年3月2日	Ⅱ-2 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	Ⅱ-1 対象人数	令和1年12月6日 時点	令和2年6月26日 時点	事後	
令和2年12月25日	Ⅱ-2 取扱者数	令和1年10月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年11月5日	I-5 ②所属長	課長 山本 幸惠	課長	事後	
令和2年11月5日	I −3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 第1項、別表第1第3項	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 第1項、別表第1第2項	事後	
令和4年2月28日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年6月26日 時点	令和4年1月19日 時点	事後	
令和4年2月28日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年7月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年1月19日 時点	令和5年2月8日 時点	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	Ⅱ-1 対象人数	令和5年2月8日 時点	令和6年1月10日 時点	事後	
令和6年2月29日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年10月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	<u>訂正・利用停止請求</u> I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
	Ⅱ 一1 対象人数	令和6年1月10日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ-2 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和7年6月20日 時点	事後	
令和7年6月20日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 第1項、別表第1第2項	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 第1項、別表第1第2項、別表第2第2項	事後	
令和7年6月20日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	